

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金 曜 日 発 行
(当日が休日にあつたときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 昭和四十六年度鳥取県一般会計補正予算等

専決処分に係る昭和四十六年度鳥取県一般会計補正予算

保険医の登録

牛等の移入を禁止する区域の指定

解除予定の保安林

”

”

”

”

土地改良事業計画の適否の決定

基本測量の実施を終わつた旨の通知

◇ 告 告 保母試験の合格者

告 示

鳥取県告示第八百三十五号

昭和四十六年九月定例県議会で十月四日議決された昭和四十六年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十六年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和四十六年度鳥取県営官駐車場事業特別会計補正予算及び昭和四十六年度鳥取県官病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和46年度鳥取県一般会計補正予算

昭和46年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,676,311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,588,408千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 地方交付税		18,446,640	416,746	18,863,386
	1 地方交付税	18,446,640	416,746	18,863,386
5 分担金及び金		1,066,993	31,755	1,098,748
	2 負担金	626,037	31,755	657,792
6 使用料及び料		633,344	2,760	636,104
	1 使用料	428,755	37	428,792
		204,589	2,723	207,312
	2 手数料			
7 国庫支出金		18,280,642	232,653	18,513,295
	1 国庫負担金	6,029,843	22,521	6,052,364
	2 国庫補助金	12,070,353	204,432	12,274,785
	3 委託金	180,446	5,700	186,146
8 財産収入		180,239	3,238	183,477
	2 財産売却収入	138,112	3,238	141,350
9 寄附金		35,209	3,582	38,791

10 繰入金	1 寄附金	35,209	3,582	38,791
	2 基金繰入金	430,248	250,000	680,248
11 繰越金		397,324	250,000	647,324
	1 繰越金	446,329	32,443	478,772
12 諸収入		4,689,648	378,134	5,067,782
	4 貸付金元利収入	3,890,699	344,739	4,235,438
	5 受託事業収入	225,955	30,888	256,843
	7 雑収入	188,314	2,507	190,821
13 県債		1,374,000	325,000	1,699,000
	1 県債	1,374,000	325,000	1,699,000
歳入	合計	53,912,097	1,676,311	55,588,408
歳出				
	2 総務費	2,481,385	42,572	2,523,957
1 総務管理費		1,583,609	20,984	1,604,593
	合計	1,583,609	20,984	1,604,593

3 民 生 費	4 企 画 費	109,523	21,088	130,611
	4 市町村振興費	134,106	500	134,606
	1 社会福祉費	3,489,157	138,555	3,627,712
4 衛 生 費	2 児童福祉費	1,013,164	134,354	1,147,518
	2 児童福祉費	1,549,147	3,943	1,553,090
	3 生活保護費	923,040	258	923,298
5 勞 働 費	1 公衆衛生費	1,962,414	44,454	2,006,868
	2 環境衛生費	766,323	780	767,103
	2 環境衛生費	70,701	3,181	73,882
	3 保健所費	466,072	1,850	467,922
6 農林水産業費	4 医 薬 費	659,318	38,643	697,961
	1 勞 政 費	380,329	60,758	441,087
	2 職業訓練費	93,483	700	94,183
7 庶 工 費	2 職業訓練費	139,616	3,152	142,768
	3 失業対策費	115,395	56,906	172,301
	3 失業対策費	9,302,016	125,402	9,427,418
8 土 木 費	1 農 業 費	2,865,825	50,186	2,915,961
	2 畜 産 業 費	617,410	13,257	630,667
	3 農 地 費	3,193,748	20,863	3,214,611
	4 林 業 費	1,793,890	32,260	1,826,150
	5 水 産 業 費	831,143	8,886	840,029
9 商 業 費	3,929,190	335,619	4,264,809	
	1 商 業 費	1,496,278	331,858	1,828,136
	2 工 鉱 業 費	2,332,701	2,796	2,335,497
10 観 光 費	3 観 光 費	100,211	965	101,176
	1 土 木 管理費	13,587,349	447,810	14,035,159
	2 道路橋りょう費	153,754	1,556	155,310
11 河 川 海 岸 費	2 道路橋りょう費	6,274,103	212,331	6,486,434
	3 河 川 海 岸 費	3,614,711	44,380	3,659,091
	4 港 湾 費	873,403	14,791	888,194
12 都 市 計 画 費	5 都 市 計 画 費	1,965,051	171,052	2,136,103
	6 住 宅 費	706,327	3,700	710,027

9 警察費	1 警察管理費	2,474,525	92,514	2,567,039
	2 警察活動費	2,246,265	22,214	2,268,479
10 教育費	1 教育総務費	228,260	70,300	298,560
	2 小学校教育費	13,948,738	360,570	14,309,308
	3 中学校費	772,507	17,706	790,213
	4 高等学校費	5,093,532	3,661	5,097,193
	5 特殊学校費	2,798,767	2,213	2,800,980
	6 高等教育費	3,920,681	331,988	4,252,669
	7 保健体育費	378,432	1,001	379,433
	8 社会教育費	871,940	3,000	874,940
	9 災害復旧費	112,879	1,001	113,880
	10 災害復旧費	525,127	28,057	553,184
歳出合計	2 土木施設復旧費	289,769	28,057	317,826
	合計	53,912,097	1,676,311	55,588,408

第2表 債務負担行為補正
1 追加

事項	期	間	限	度	額
土地改良費	昭和46年度				300,697 千円
林道費	昭和46年度				29,773
治山費	昭和46年度				52,700
漁港建設費	昭和46年度				32,000
道路維持費	昭和46年度				118,000
道路新設改良費	昭和46年度				465,000
橋りょう新設改良費	昭和46年度				12,000
街路事業費	昭和46年度				95,400
都市開発事業費	昭和46年度				95,000
河川改良費	昭和46年度				142,900
海岸保全費	昭和46年度				3,000
港湾建設費	昭和46年度				50,000
砂防費	昭和46年度				50,000

2 変更

補正前	補正後	補正		補正	
		事項	期間	事項	期間
養老費 修繕費 貸付金 昭和46年度から昭和48年度まで	千円 8,208	養老費 修繕費 貸付金 昭和46年度から昭和48年度まで	昭和46年度から昭和48年度まで	養老費 修繕費 貸付金 昭和46年度から昭和48年度まで	昭和46年度から昭和48年度まで
漁業近代化資金 昭和46年度から昭和62年度まで	千円 融資総額 300,000千円を限度とし、各年度の融資残額の4/100に相当する金額	漁業近代化資金 昭和46年度から昭和68年度まで	昭和46年度から昭和68年度まで	漁業近代化資金 昭和46年度から昭和68年度まで	昭和46年度から昭和68年度まで
管区機動隊員待機宿舍購入 昭和46年度から昭和66年度まで	千円 36,772	管区機動隊員待機宿舍購入 昭和46年度から昭和66年度まで	昭和46年度から昭和66年度まで	管区機動隊員待機宿舍購入 昭和46年度から昭和66年度まで	昭和46年度から昭和66年度まで

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の方法 利率	限度額 千円	起債の方法 利率
高等学校施設整備費	189,000	%	421,000	%
建設費	77,000	%	89,000	%
養老費	0'	%	87,000	%

計	1,374,000	1,699,000		
省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。				
る。ただし、県財政その他の都合により償還年限を短縮又は延長し、あるいは償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換することとする。				

昭和46年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和46年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳歳出それぞれ109,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1	財 産 収 入	1 財産売却収入	28,085	7,168	35,253
2	繰 入 金	1 一般会計繰入金	46,102	207	46,309
3	繰 越 金	1 繰越金	8,500	4,130	12,630
4	諸 収 入	2 雑 入	13,123	2,070	15,193
			1,861	2,070	3,931
歳 入	合 計		95,811	13,575	109,386

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1	県営林事業費		95,811	13,575	109,386

歳 出	合 計	補正額		計
		千円	千円	
2	造林事業費	12,506	1,461	13,967
3	保育事業費	47,371	4,600	51,971
6	管理事業費	6,348	7,514	13,862
歳 出	合 計	95,811	13,575	109,386

昭和46年度鳥取県県営駐車場事業特別会計補正予算

昭和46年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1	県 債		109,000	14,000	123,000

2	事業収入	1	事業収入	0	1,355	1,355
		1	一般会計繰入金	0	518	518
3	入金	1	雑収入	0	1	1
4	収入	合計		109,000	15,874	124,874

1	県営駐車場費	1	県営駐車場費	109,000	15,874	124,874
		2	県営駐車場費	0	1,551	1,551
	出	合計		109,000	15,874	124,874

歳出

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の法 利率	限度額 千円	起債の法 利率
駐車場建設費	109,000	%	123,000	%
計	109,000		123,000	

昭和46年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和46年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 昭和46年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条中(6)主要な建設改良事業の医療機器備品17,000千円を23,500千円に改める。

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	1,240,494千円	△88千円	1,240,406千円
第2項 医業外収益	148,353千円	△88千円	148,265千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 病院事業費用	1,296,655千円	△177千円	1,296,478千円
第2項 医業外費用	37,963千円	△177千円	37,786千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	435,826千円	10,531千円	446,357千円
第1項 出資金	94,791千円	10,531千円	105,322千円
支 出			
第1款 資本的支出	435,726千円	10,531千円	446,257千円
第1項 建設改良費	124,825千円	6,500千円	131,325千円
第2項 企業債償還金	24,745千円	4,031千円	28,776千円

鳥取県告示第八百三十六号

昭和四十六年八月五日及び昭和四十六年九月十一日専決処分をした昭和四十六年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和46年度鳥取県一般会計補正予算

昭和46年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,042千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,881,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金		千円	千円	千円
		18,241,606	18,704	18,260,310
1 国庫負担金		5,990,807	18,704	6,009,511
11 繰越金		443,841	1,338	445,179
1 繰越金		443,841	1,338	445,179
13 県債		1,357,000	8,000	1,365,000
1 県債		1,357,000	8,000	1,365,000
入 合 計		53,853,573	28,042	53,881,615

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		466,603	28,042	494,645
	2 土木施設災害復旧費	231,245	28,042	259,287
合 計		53,853,573	28,042	53,881,615

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	起債の限度額 千円	利率 %	起債の限度額 千円	利率 %
建設災害復旧費	60,000	%	68,000	%
計	1,357,000		1,365,000	

昭和46年度鳥取県一般会計補正予算

昭和46年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,482千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,912,097千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金		18,260,310	20,332	18,280,642
	1 国庫負担金	6,009,511	20,332	6,029,843
11 繰越金		445,179	1,150	446,329
	1 繰越金	445,179	1,150	446,329
13 県債		1,365,000	9,000	1,374,000
	1 県債	1,365,000	9,000	1,374,000
合 計		53,881,615	30,482	53,912,097

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		494,645	30,482	525,127
	2 土木施設災害復旧費	259,287	30,482	289,769
合 計		53,881,615	30,482	53,912,097

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正		補 正	
	限度額 千円	利率 %	限度額 千円	利率 %
建設災害復旧費	68,000	%	77,000	%
計	1,365,000		1,374,000	

鳥取県告示第八百三十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
田 中 資 輝	鳥医第一六三二号	昭和四十六年九月二十二日
中 村 一 貫	一六三三号	"
松 島 嘉 彦	一六三四号	"

鳥取県告示第八百三十八号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十

二号）第一条の規定に基づき、牛、その死体又は牛の流行性感冒の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

山口県

鳥取県告示第八百三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡中山町大字松河原字中大平一六五二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百四十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町大字豊栄字陽山一三五七―二、一三五七―四四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を、鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百四十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町大字湯河字出立一〇三五―二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百四十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により、告示する。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字大峯七二八―二字瓢葦山七一九―四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字尾際字松頭二二二一三、字南平二二二一三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

治水ダム附帯施設敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百四十四号

昭和四十六年九月六日付で溝口町長から申請のあつた土地改良（畑池地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（二等重力測量）

二 作業地域 米子市、境港市、岸本町、溝口町、日南町、日野町及び

江府町

三 終了年月日 昭和四十六年九月十八日

公 告

昭和46年9月に行なつた保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和46年10月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

柴田 邦子	西口 澄江	中岡真喜子	大前寿々代	水口 柑子
杉井 重子	原田佳代美	川島 慶子	原 鈴子	山内みち枝
植野美也子	永田ヤスエ	松本 敦子	元部 鈴子	尾種 正子
島田マツ子	山本 峰子			